



服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail:hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

認証番号

平成 22 年 8 月号

●●女性の力が発揮できる社会を●●

日本女性の就業率 30 か国中 29 位

政府は、2010 年版「男女共同参画白書」を公表しました。白書によれば、高校以上の教育を受けた女性が仕事に就いている割合が、日本は OECD（経済協力開発機構）加盟国の 30 カ国中 29 位となっています。

日本は 66.1%で、OECD 全体の平均値である 79.5%を大きく下回っており、女性の能力を社会の中で活かす機会が少なく、受け皿が不十分である実態が浮かび上がってきます。

なお、上位からノルウェー（88.8%）、スウェーデン（88.0%）、イギリス（85.8%）と続いており、最下位は韓国（61.2%）です。

依然多い結婚・出産理由の退職

白書では、仕事に就いていたとしても、結婚・出産などを機に退職する女性が非常に多いとみています。

賃金の男女格差

この他、「女性全体の賃金総額が男性の 4 割弱と試算されること」、「賃金単価や就業時間、就業者数のいずれも男性の 7 割程度にとどまっていること」は、先進国では最低レベルであり、勤続年数や役職を男性と同じレベルにまで高める必要性があるとしています。

女性の潜在力活用で日本経済もアップ

結婚や子育てに伴う退職が減少すれば、最大で 445 万人の労働力の増加につながるとの試算もされています。この力を活用しない手はありません。

賞与からの社会保険料・雇用保険料の控除のしかた（料率改正にご注意ください!）

●社会保険料の控除額は下記の計算式で算出してください

標準賞与額 × 社会保険料率（健康保険・厚生年金保険）

◎標準賞与額 = 賞与総額から 1,000 円未満を切り捨てた額。健康保険は年間 540 万円・厚生年金保険は 1ヵ月 150 万円が上限

※健康保険料……介護保険に該当する人（40歳以上65歳未満の人） = 1,000分の54.2

介護保険に該当しない人（上記以外の人） = 1,000分の46.7

※厚生年金保険料…1,000分の78.52

●雇用保険料の控除額は下記の計算式で算出してください

賞与の総支給額 × 雇用保険料率

※雇用保険料率 → 一般の事業…… 1,000分の6 土木・建築他の事業……1,000分の7

◎被保険者負担分に1円未満の端数が生じた場合は、端数が 50 銭以下の場合は切り捨て、50 銭 1 厘以上の場合切り上げとなります

●●離婚増加中 ～トラブルを回避するには～ ●●

「養育費不払い」が増加傾向

厚生労働省の「全国母子世帯等調査」（2006年度）によれば、離婚の際に養育費の取決めをしている母子家庭は39%であり、養育費の支払いを「現在も受けている」という家庭はその約半分の19%にすぎません。最近では、養育費の不払いが増加傾向にあります。社団法人家庭問題情報センターの「養育費相談支援センター」（<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/>）によれば、2009年度における不払いの相談が前年度比で約5割増となっています。

強制執行をするには何が必要か？

口約束や念書などの取決めだけでは「強制執行」ができません。「公正証書」を作成するか、家庭裁判所での離婚調停の際に「調停調書」の内容としてきちんと決めておくことが重要になります。

養育費の請求は、子供が未成年の間はいつでも行うことができ、離婚時に決めていなくても、その後の申立ても可能です。調停などで決めたにもかかわらず支払いがない場合には、裁判所が履行を勧告してくれます。これに相手が従わなければ、強制執行が可能となります。

金額の変更は可能か？

離婚後に養育費の金額変更などを望む場合は、まずは話し合い、合意することです。合意ができない場合は、家庭裁判所で新たに調停を求めることができます。事と次第によっては公正証書などで決めた内容であっても変更が認められる場合があります。ただし、状況に変化がないということであれば、増減は認められにくいでしょう。

「住宅」「生命保険」もトラブル原因

離婚後の大きな問題の1つとして「住宅」があります。第三者に売られる可能性を低くするため、夫婦共有名義であったマンションについて妻単独名義への変更を希望しても、ローンの債務者が元夫になっているため、銀行が承諾しないというケースもあります。

妻に経済力がない場合などの場合は、ローンの切替えが認められないケースもありますが、妻の実父に連帯保証人になってもらうなどして、妻の収入と合算することによりローンの切替えが認められる可能性があります。この他トラブルになりやすいのは「生命保険」です。元夫が生命保険の受取人名義を元妻の名前にしたまま変更していなかった場合などは、離婚の原因が妻の側にあったとしても、男性が死亡すれば保険金は別れた妻のものとなります。

離婚時にトラブルはつきものですが、人生上の大問題ですから、対策をよく考え行動することが大切です。